

人権チェックリスト



平成29年

6月号

東日本大震災の被災者に対して、根拠のない思い込みや偏見を持っていませんか？

風評被害について

平成23年3月11日の東日本大震災から約6年が経過した現在でも、全国各地に約9万7千人の方が避難し、和歌山県内でも、81人の避難者の方が生活されています。

東日本大震災の被災者に対し、多くの風評被害が未だに発生しています。

風評被害とは、「事実ではないのに、うわさによってそれが事実のように世間で受け取られ、被害をこうむること」です。このような根拠のない思い込みや偏見により、例えば、学校でのいじめなどの人権侵害が発生しています。

文部科学省の調査によると福島県から避難した児童生徒に対して、「お前らのせいで原発が爆発したんだ」「放射能がつくから近づくな」などのいじめがあったと報告されています。また、最近では、新聞等で名前に「菌」をつけて呼ぶなどのいじめも報道されました。

いじめの背景には、避難を続ける方々の辛い思いに対する理解不足や大人の持つ偏見が子どもにも影響していると考えられます。被災児童生徒へのこころのケアなど、日常的な配慮を行うことや当事者意識を持つことが必要です。

チェック

震災に遭った人が避難先で差別やいじめを受けたらどのような気持ちになるでしょうか？

根拠のない思い込みや偏見は、人権侵害につながることもあります。一人ひとりが相手の気持ちを考え、うわさや憶測をうのみにせず、正しい知識や情報を得るように日頃から心がけましょう。

<相談窓口>

人権全般

○和歌山県人権啓発センター

『人権ホットライン』 ☎073-421-7830

○和歌山県企画部人権局 ☎073-441-2563

○各振興局地域振興部総務県民課

子供

○和歌山県義務教育課児童生徒支援室

『24時間こどもsosダイヤル』

☎073-422-9961

(24時間対応)

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

